

平成29年度環境活動レポート

(対象期間:平成29年10月1日～平成29年12月31日)



ワコウクリーンサービス株式会社

発行日:平成30年3月1日

更新日:

目次

1. 環境方針
2. 組織概要
3. 認証・登録の対象組織及び活動
4. 組織図
5. 主な環境負荷の実績
6. 環境目標及びその実績
7. 環境活動計画及び取組結果とその評価、次年度の取組内容
8. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無
9. 代表者による全体の評価と見直しの結果
10. 環境活動の紹介

環境方針

基本理念

ワコウクリーンサービスは、私たちの暮らしの根幹を成す環境を後世に受け継ぐために、環境保全への取り組みを重要課題と認識し、全社員の知恵と工夫によって環境負荷の低減に努めます。

方針

当社は生活・企業環境を向上させるサービスの提供を次の方針に基づき実施し、地球環境との調和を推し進めます。自主的・積極的に、環境への取組を推進します。

行動指針

1. 私たちは、次のことについて重点的に取り組みます。

- 1) 二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。
- 2) 分別促進、リサイクル推進による最終廃棄物割合を低減します。
- 3) 節水活動の推進、事業活動に関わる水資源使用量を削減します。
- 4) 使用化学物質の管理を適正にします。
- 5) 事務用品のグリーン購入率を増やします。
- 6) お客様への分別促進の提案により自社を含めた環境意識の向上を図ります。
- 7) 環境に関連する法規・規制・協定を遵守します。

これらについて環境目標、環境活動計画を定め、定期的に見直しを行い、継続的改善に努めます。

2. 私たちは、環境に関連して適用される法令、及び、その他の同意する要求事項を守ります。

この環境方針を全ての従業員に周知します。

制定日：平成29年9月30日

ワコウクリーンサービス株式会社

代表取締役
吉武恭介

2. 組織概要

(1) 名称及び代表者名

ワコウクリーンサービス株式会社
代表取締役 吉武 恭介

(2) 所在地

本社: 徳島県徳島市中前川町5丁目1-254
論田中間処理工場: 徳島県徳島市論田町新開66-71
駐車場: 徳島市助任町5丁目2-45

(3) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

環境管理責任者: 吉武 由理 TEL: 088-626-2639
担当者: 徳前 有香 TEL: 088-626-2639

(4) 組織沿革

昭和49年1月 会社設立
昭和53年4月 徳島市一般廃棄物処理業許可取得
平成4年3月 産業廃棄物収集運搬業許可(徳島県)取得
平成13年6月 北島町一般廃棄物処分業許可取得
平成17年3月 松茂町一般廃棄物処分業許可取得
平成18年4月 藍住町一般廃棄物処理業許可取得
平成19年4月 産業廃棄物処分業許可(徳島県)取得
平成19年4月 産業廃棄物中間処理施設開設

(5) 事業内容

廃棄物処理業
・一般廃棄物収集運搬業(徳島市、北島町、藍住町、松茂町)
・産業廃棄物収集運搬業(徳島県)
・産業廃棄物処理業(徳島県)
清掃業
・ビル清掃管理
・ハウスクリーニング

(6) 事業規模

資本金: 1000万円
売上高: 187,302,000円 (平成29年8月期)
産業廃棄物処理量: 137.6t (平成29年度実績)
一般廃棄物収集運搬量: 3675.9t (平成29年度実績)
従業員数: 25名 (平成29年度実績)

本社	95.53m ²
論田中間処理工場	826.00m ²
駐車場	254.44

(7) 事業年度

9月～8月(1年とする)

(8) 許可の内容

【徳島市一般廃棄物収集運搬業】

1) 許可番号 第114-2号
2) 許可年月日 平成28年3月31日
3) 許可の有効期限 平成30年3月31日
4) 事業の範囲 徳島市内全域

【北島町一般廃棄物収集運搬業】

1) 許可番号 第14号
2) 許可年月日 平成28年3月24日
3) 許可の有効期限 平成30年3月31日
4) 事業の範囲 北島町内全域

【藍住町一般廃棄物収集運搬業】

- 1)許可番号 第114-2号
- 2)許可年月日 平成28年4月1日
- 3)許可の有効期限 平成30年3月31日
- 4)事業の範囲 藍住町内全域

【松茂町一般廃棄物収集運搬業】

- 1)許可番号 第8号
- 2)許可年月日 平成28年3月23日
- 3)許可の有効期限 平成30年3月31日
- 4)事業の範囲 松茂町内全域

【徳島県産業廃棄物収集運搬業】

- 1)許可番号 3600046266
- 2)許可年月日 平成29年3月9日
- 3)許可の有効期限 平成34年3月8日
- 4)事業の範囲 積み替え保管なし
 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず、がれき類（以上10種類特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む）

【徳島県産業廃棄物処分業】

- 1)許可番号 3620046266
- 2)許可年月日 平成29年4月25日
- 3)許可の有効期限 平成34年4月24日
- 4)事業の範囲 中間処理(破砕)
 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず(以上6種類、特別管理産業廃棄物及び自動車等破砕物であるものを除く)当該等産業廃棄物に石綿含有廃棄物を含まない。
 中間処理(圧縮)廃プラスチック類、金属くず(以上2種類、特別管理産業廃棄物及び自動車等破砕物であるものを除く)

5)施設等の状況

①破砕

(最大 2.52t/日)

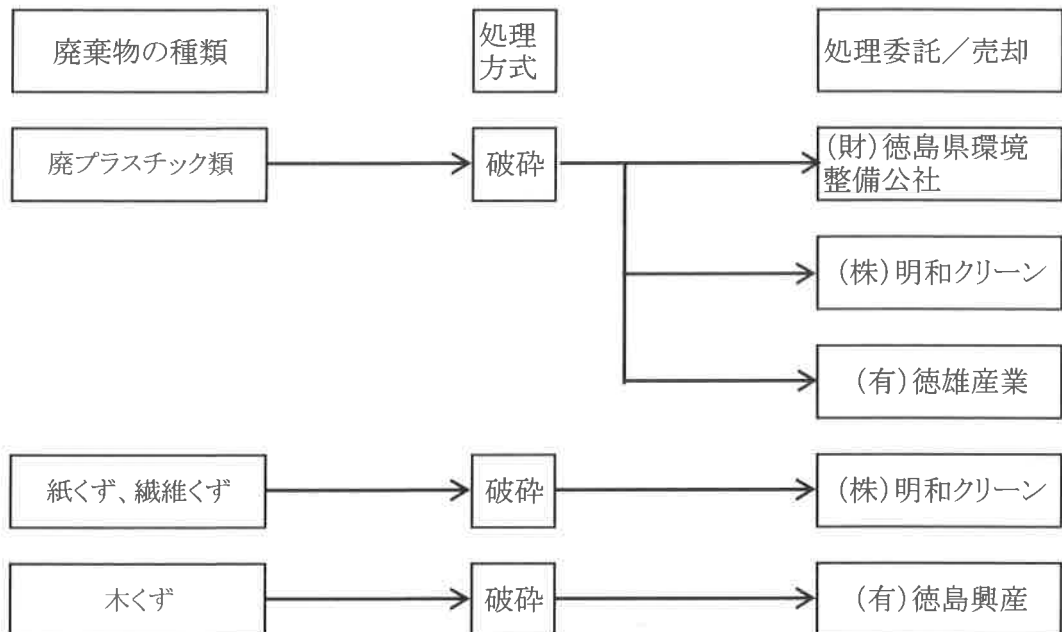
廃棄物の種類： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず、(以上6種類、特別管理産業廃棄物及び自動車等破砕物であるものを除く)

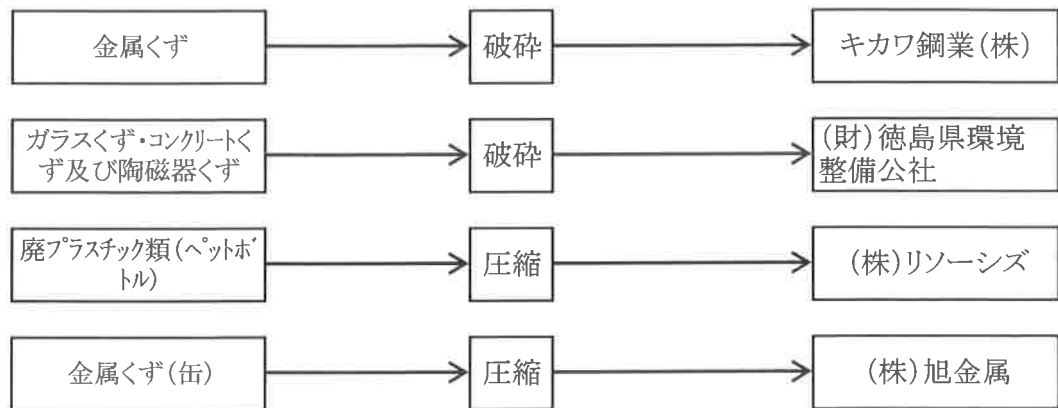
②圧縮

(最大 1.92t/日)

廃棄物の種類： 廃プラスチック類、金属くず(以上2種類、特別管理産業廃棄物及び自動車等破砕物であるものを除く)

(9) 廃棄物処理工程





(10) 運搬車両の種類と台数

4t塵芥車	:7台
3t塵芥車	:1台
2t塵芥車	:3台
2tダンプ車	:3台
軽トラック	:1台
脱着式4tコンテナ車	:2台
脱着式2tコンテナ車	:1台
4tクレーン付きユニック	:1台

(11) 積替保管施設

なし

(12) 廃棄物処理料金

処理依頼の都度 見積による

3. 認証・登録の対象組織及び活動

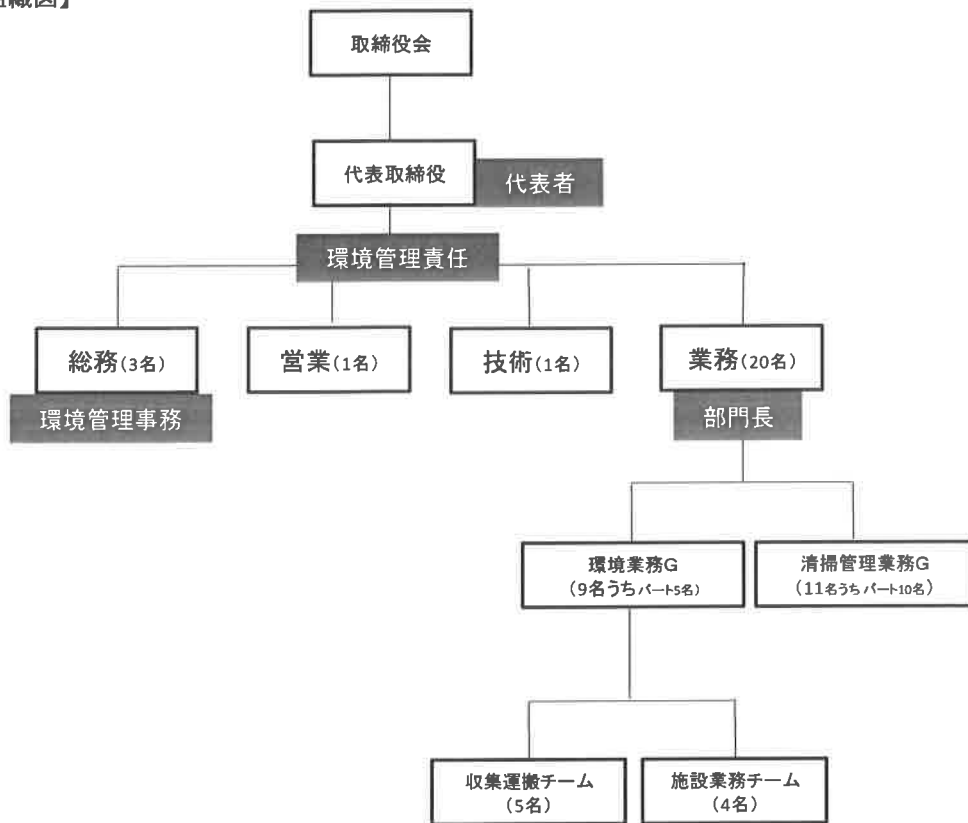
認証・登録事業者名: ワコウクリーンサービス株式会社

対象事業所: 本社
論田中間処理工場
駐車場

事業活動範囲: 廃棄物処理業 ・一般廃棄物収集運搬業
(徳島市、北島町、藍住町、松茂町)
・産業廃棄物収集運搬業(徳島県)
・産業廃棄物処理業(徳島県)
清掃業 ・ビル清掃管理
・ハウスクリーニング

当社の全組織・全活動を対象とする。

4. 組織図
【会社組織図】



② 受託した産業廃棄物の処理量

(2017年10月 ~ 2017年12月)

処理方法等		廃棄物等種類	処分方法等	処理量(t)
(i) 収集運搬		廃プラスチック	/	16.4
		木くず		15.6
		金属くず		0.8
		ガラス・陶磁器くず		3.4
		可燃ゴミ		903.7
		不燃ゴミ		64.7
収集運搬量合計				1,005
(ii) 中間処理		廃プラスチック	破碎、圧縮	16.4
		木くず	破碎(分別)	15.6
		金属くず	破碎、圧縮	0.8
		ガラス・陶磁器くず	破碎	3.4
うち 再資源化等		廃プラスチック	破碎、圧縮	7.9
		木くず	破碎(分別)	15.6
		金属くず	破碎、圧縮	0.8
		再資源化等量小計		24.3
中間処理合計				36.2
(iii) 最終処分				
最終処分量合計				0
(iv) 中間 処理後の 産業廃棄物	最終処分	廃プラスチック	管理型埋立	3.2
		ガラス・陶磁器くず	管理型埋立	3.4
	再資源化等	廃プラスチック	売却	5.2
		廃プラスチック	加熱圧縮(FRP燃料化)	8
		木くず	破碎(チップ化)	15.6
		金属くず	売却	0.8
		再資源化等量小計		29.6

5. 主な環境負荷の実績

項目	単位	43年度	44年度	年度	年度
二酸化炭素	kg-CO2	33,422	36,858		
受託収集運搬量	t	967	1,005		
受託中間処理量	t	34.8	36.2		
一般廃棄物排出量	t	0.2	0.28		
水使用量	m ³	24.5	35		

6. 環境目標及びその実績

項目		基準値	3ヶ月目標(試行期間)		
		43期	44期		
		H28年10月～ H28年12月	H29年10月～H29年12月		
		基準	目標	実績	達成度
環境方針と整合					
二酸化炭素排出量削減	kg-CO2 基準年度比	33,422	33,088 -1.0%	36,858 +10.3%	89.8%
自動車の燃費向上 (収集運搬車含む)	km/L 基準年度比	4.86	4.91 +1.0%	4.46 -8.2%	90.7%
水使用量削減	m ³ 基準年度比	24.5	24.3 -1.0%	35.0 +42.8%	69.3%
受託した産業廃棄物の再資源 化率向上(中間処理)	% 基準年度比	68.5	69.5 +1.0%	67.1 -2%	96.6%
一般廃棄物の再資源化率向上 (自社排出分)	% 基準年度比	37.4	38.4 +1.0%	53.6 +43.3%	139.5%
グリーン購入率向上	% 基準年度比	52.3	53.3 +1%	83.6 +59.8%	156.9%

項目		基準値	中期目標		
		43期	44期	45期	46期
		H28年9月～ H29年8月	H29年9月～ H30年8月	H30年9月～ H31年8月	H31年9月～ H32年8月
		基準	目標	目標	目標
環境方針と整合					
二酸化炭素排出量削減	kg-CO2 基準年度比	127,497	126,222 -1.0%	124,947 -2.0%	123,672 -3.0%
自動車の燃費向上 (収集運搬車含む)	km/L 基準年度比	4.86	4.91 +1.0%	4.96 +2.0%	5.01 +3.0%
水使用量削減	m ³ 基準年度比	152	150.5 -1.0%	148.96 -2.0%	147.44 -3.0%
受託した産業廃棄物の再資源 化率向上(中間処理)	% 基準年度比	68.5	69.5 +1.0%	70.5 +2.0%	71.5 +3.0%
一般廃棄物の再資源化率向上 (自社排出分)	% 基準年度比	37.4	38.4 +1.0%	39.4 +2.0%	40.4 +3.0%
グリーン購入率向上	% 基準年度比	52.3	53.3 +1%	54.3 +2%	55.3 +3%

※1. 電力のCO₂排出量については、平成27年度四国電力実排出係数0.651(kg-CO₂/kwh)を使用した。

7. 環境活動計画及び取組結果とその評価、次年度の取組内容

取組計画	通年	次年度の	取組結果とその評価 (総括)
	達成状況	取組内容	
電力使用による二酸化炭素を削減する。			
空調の適温化(冷房28℃、暖房20℃)	×	取組強化	急な気温の変化や中間処理業務の増加により、電気使用量が大幅に増えた。今後は衣服での体温調節、中間処理業務の効率化を重点課題とし、二酸化炭素排出量の削減に努める。
クールビズ、ウォームビズの実施	△	取組強化	
照明の不要時消灯	△	取組継続	
就業時OA機器の電源オフ	○	取組継続	
中間処理作業の効率化	△	取組強化	
ガソリン使用による二酸化炭素を削減する。			
エコドライブの実施	△	取組継続	車両や新規取引先の増加に伴い、ルートが定まっていないため燃費が下がった。日常点検は引き続き行う。
車両の日常点検	○	取組継続	
適切なルート選定	×	取組強化	
受託した産業廃棄物の再資源化を推進する。			
論田工場での分別作業の徹底	×	取組強化	新規取引先の増加により、中間処理後の運搬先が長く決まらないことがあった。今後、再資源化できるものかどうかを先に調べ受け入れするようにする。
一般廃棄物を削減する。			
用紙から電子データ化に移行	○	取組継続	取り組みを継続する。
ミスコピー軽減のためのプレビュー	○	取組継続	
コピー紙の再利用	◎	取組継続	
分別ボックスを設置、再利用	◎	取組継続	
水使用量を削減する。			
洗い物はまとめて行う	×是正要	取組強化	車両の増加に伴い洗車時の水使用量が増えたので、取り組みの是正はせず原状のまま継続する。
洗車時に節水を心がける	×是正要	取組強化	
点検時に水漏れの確認をする	△	取組継続	
グリーン購入を推進する。			
エコマーク商品の購入	◎	取組継続	取り組みを継続する。
化学物質の適正な管理。			
適正場所に保管する	◎	取組継続	取り組みを継続する。

8. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟の有無

法的義務を受ける主な環境関連法規等は次のとおりです。

法規制等名称	遵守事項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	<ul style="list-style-type: none"> ・委託基準:一廃収集業者の許可の確認 ・(産廃)マニフェストの交付を受けずに産廃の引渡しの受託の禁止 ・運搬終了後、10日以内にマニフェスト交付者に写しを送付 ・B1、C2の保管(5年間) ・処分終了後、10日以内にマニフェスト交付者及び回付者に写しを送付 ・C1の保管(5年間) ・産業廃棄物の収集運搬時マニフェスト・許可書の必携 ・管轄する都道府県知事の許可を受ける ・5年毎に許可の更新を受ける ・保管基準、委託基準等に従って処理 ・処理困難となった場合は、処理困難通知を送る ・帳簿の備え付け(5年間保存) ・施設設置、変更には知事の許可を受ける ・維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・委託基準:産廃収集運搬・処理業者の許可の確認、契約 ・保管基準 掲示板:60cm×60cm以上表示 飛散・浸透防止 衛生管理 ・マニフェストの交付 B2・D票90日、E票180日以内に送付されない場合は 30日以内に知事への報告 A、B2、D、E票の保管(5年間) ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出 ・処理業者から処理困難の通知を受けた場合、30日以内に知事に「措置内容等報告書」による報告
騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設の事前届出 ・地域別騒音基準の順守 三種区域 65db(昼間:午前7時～午後7時) 60db(朝:午前5時～午前7時) 60db(夕:午後7時～午後10時) 55db(夜間:午後10時～翌朝5時)
浄化槽法	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検の実施 ・清掃の実施(1回/年) ・法定検査の受検(1回/年)
下水道法	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道管理者にあらかじめ届け出
徳島市下水道条例	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料の納付
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)	<ul style="list-style-type: none"> ・フロン類の登録充填回収業者への適切な引き渡し ・フロン類回収時の委託確認書交付と引取証明書の保存(3年間) ・第1種特定製品の簡易点検(1回以上/3ヶ月) ・フロン類算定漏洩量の報告(漏洩量1000t-CO2以上)

消防法	<ul style="list-style-type: none"> ・指定可燃物の貯蔵・取扱の届出 ・取扱いの基準 ・防火対象物及び消火器設置 				
	防火対象物	消火器設置基準	当社施設		設置義務
	工場・作業場	延べ面積150㎡以上	455	㎡	3本
	助任駐車場	延べ面積150㎡以上	266	㎡	2本
	事務所	延べ面積300㎡以上	95.53	㎡	なし
	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器具の点検 				
	消火器点検	1回以上/6ヶ月	1000㎡以上は、法定資格者の実施		
特定家庭用機器再商品化 (家電リサイクル法)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の家電製品の引渡し ・収集・再商品化等に関する費用の支払い 				
使用済自動車の再資源化 等に関する法律 (自動車リサイクル法)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済自動車の引取業者への引渡 ・リサイクル料金の負担 				
脱炭素社会の実現に向けた 気候変動対策推進条例	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの導入及び推進 ・温室効果ガス排出量の削減に努める 				

環境関連法規等の遵守評価の結果、環境関連法規等は遵守されていました。
なお、関係当局よりの違反等の指摘は、過去3年間ありませんでした。

9. 代表者による全体の評価と見直し

環境活動に取り組み始めまだ日が浅いため、社員の環境配慮への意識が低いと感じた。まずは定期的に行っている朝会で、データを毎月報告することで意識向上をはかる。その後、データをもとにした改善策を考え目標達成に努める。

10. 環境活動の紹介



安全運転講習



ドライブレコーダー取付



清掃活動



キッズインターンシップ